

4-8 一般粉じん

(1) 大気汚染防止法による規制

(法施行令第3条、同別表第2、法施行規則第16条、同別表第6)

表4-8-1の第2欄に掲げる一般粉じん発生施設について、第3欄に掲げる規模のものを対象に、第4欄に掲げる構造等の基準を適用する。

表4-8-1 一般粉じん発生施設の構造・管理基準(その1)			法
項番号	施設の種類	施設の規模	構造基準並びに使用及び管理の基準
1	コークス炉	原料処理能力が50t/日以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石*の堆積場	面積が1,000㎡以上	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石*又はセメントの用に供するもの限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75cm以上、又はバケットの内容積が0.03㎡以上	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(つづく)

表 4-8-1 一般粉じん発生施設の構造・管理基準（その 2）

			法
項番号	施設の種類	施設の規模	構造基準並びに使用及び管理の基準
4	破砕機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 75kW 以上	次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 15kW 以上	

※「土石」はコンクリートも含む。

(2) 環境確保条例による規制

① 濃度基準（条例第 68 条、同別表第 7 2）

表 4-8-2 の左欄に掲げる物質について、工場に設置された同表中欄に掲げる施設を対象に、同表右欄に掲げる規制基準を適用する。

表 4-8-2 粉じんの排出基準

			条例
粉じんの種類	粉 じ ん の 発 生 施 設		規制基準 (排出口)
	施 設 の 種 類	規 模 の 区 分	
1 顔料を主とした粉じん	全ての顔料を発生する施設		75mg/m ³
2 塩化アンモンを主とした粉じん	全ての塩化アンモンを発生する施設	塩化アンモンの使用量 50kg/日以上	40mg/m ³
		塩化アンモンの使用量 50kg/日未満	80mg/m ³

備考

- 1 顔料を主とした粉じんを発生する施設は、主に吹付け塗装の施設である。
- 2 塩化アンモンを主とした粉じんを発生する施設は、主に熔融亜鉛めっきの施設である。
- 3 粉じんの測定は日本産業規格 Z8808 に定める方法による。

② 構造等基準（条例第 71 条、条例施行規則第 24 条、同別表 4）

工場・指定作業場に設置された表 4-8-3 の左欄の施設を対象に、同表右欄に掲げる構造等の基準を適用する。

表 4-8-3 粉じん発生施設の構造基準並びに使用及び管理基準（その 1）		条例
	粉じんを発生する施設の種類	粉じんを発生する施設の構造基準並びに使用及び管理の基準
1	コークス炉 (原料処理能力が 50 t / 日以上のものに限る。)	<p>(1) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん装置を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>(2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>(3) 消火作業は、消化塔にハードル・フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	鉱物 (コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が 1,000 m ² 以上であるものに限る。) ※指定作業場適用	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するもので、ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上のものに限り、密閉式のものを除く。) ※指定作業場適用	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び遠心力集じん装置が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に (3) 又は (4) の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

(つづく)

表 4-8-3 粉じん発生施設の構造基準並びに使用及び管理基準（その2）

条例

	粉じんを発生する施設の種類	粉じんを発生する施設の構造基準並びに使用及び管理の基準
4	破碎機、摩碎機及びふるい （鉱物、岩石又はセメントの用に供するもので、原動機の定格出力が75kW以上（ふるいにあつては15kW以上）であるものに限り湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	次のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び遠心力集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーで覆われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	バッチャープラント（レディミクストコンクリート製造の用に供するものに限る。）及びセメントサイロ ※指定作業場適用	(1) バッチャープラントは、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) セメントサイロは、密閉構造であること。 (3) セメントの投入部には、フード及び遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）が設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する設備が設置されていること。ただし、指定作業場のバッチャープラントにあつてはフードが設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する設備が設置されていること。 (4) セメントの積出し部は、粉じんが飛散しにくい構造であること。 (5) セメントの積出し作業をする場合は、散水設備によって散水が行われていること。 (6) レディミクストコンクリートの漏出がないこと。 (7) トラックミキサー車から漏出するレディミクストコンクリート、散水された水及びトラックミキサー車の洗車に使用された水は、沈殿槽又は集水槽に集められること。
6	製綿機 （古綿の再生の用に供するものを含む。）	(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 防じんカバーで覆われていること。 (3) フード及び遠心力集じん装置（製綿機が2台以下の工場にあつてはフードに限る。）が設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。

指定作業場については、※印の施設のみ適用する。